

# 令和3年12月議会

## 議案説明資料

### 議案第216号

令和3年度福岡市一般会計補正予算案（第6号）

・・・1頁

### 議案第233号

福岡市立発達障がい者支援センター条例案

・・・6頁

こども未来局

## 1. 歳入歳出予算補正

予算案 説明書 ページ	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額	
					特 定	
					国県支出金	地方債
		千円	千円	千円	千円	千円
22  5  23	3款 こども育成費 1項 こども育成費					
	1目 こども育成総務費	3,994,487	△ 20,247	3,974,240	2,000	-
	2目 こども育成支援費	125,677,348	12,375,010	138,052,358	12,368,534	-
	その他の科目 (本補正外)	3,468,656	-	3,468,656	-	-
	計	133,140,491	12,354,763	145,495,254	12,370,534	-

の 財 源 内 訳			説 明
財 源		一般財源	
その他	計		
千円	千円	千円	
2,245	4,245	△ 24,492	<p>一般職職員給与費等の減額 <span style="float:right">△ 20,247 千円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期末・勤勉手当の減等 <span style="float:right">△ 22,247 千円</span></li> <li>・ 子育て世帯への臨時特別給付事業の事務に係る職員手当の追加 <span style="float:right">2,000 千円</span></li> </ul> <p style="text-align: center;">〔 関連歳入 〕</p> <p>(19) 国庫支出金 <span style="float:right">2,000 千円</span>  子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金</p> <p>(25) 諸収入 <span style="float:right">2,245 千円</span>  健康保険料 <span style="float:right">856 千円</span>  雇用保険料収入 <span style="float:right">66 千円</span>  厚生年金保険料収入 <span style="float:right">1,323 千円</span></p>
-	12,368,534	6,476	<p>1. 障がい児支援の追加 <span style="float:right">12,951 千円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい児施設給付費等</li> </ul> <p style="padding-left: 20px;">障がい児福祉サービス事業所等の従業者等への新型コロナウイルス感染症の検査費用の増</p> <p style="text-align: center;">〔 関連歳入 〕</p> <p>(19) 国庫支出金 <span style="float:right">6,475 千円</span>  こども育成支援費負担金</p> <p>2. 児童手当等の追加 <span style="float:right">12,362,059 千円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て世帯への臨時特別給付事業</li> </ul> <p style="padding-left: 20px;">子育て世帯を支援するため、児童手当受給世帯等に対し、子ども1人につき5万円を支給</p> <p style="text-align: center;">〔 関連歳入 〕</p> <p>(19) 国庫支出金 <span style="float:right">12,362,059 千円</span>  子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金</p>
-	-	-	
2,245	12,372,779	△ 18,016	

## 2. 繰越明許費補正

予算案 説明書 ページ	番号	款	項	目	事業名
192 ↳ 193	1	3款 こども育成費	1項 こども育成費	2目 こども育成支援費	子育て世帯への臨時 特別給付事業

関係予算額	繰越額	繰越事由
<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: center;">24,115,132</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: center;">12,362,059</p>	<p>事業実施期間の都合により、年度内に完了しないため</p>

## 子育て世帯への臨時特別給付について

### 1 概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯を支援する取り組みとして、先行の現金5万円とあわせ、対象児童一人当たり現金10万円の臨時特別給付金を一括支給する。

### 2 対象児童

平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童

### 3 支給対象者

対象児童の父母等のうち、一定の所得(※)未満の者

※一定の所得：父、母、子2人の4人世帯の場合、令和2年の養育者(父又は母)の年収960万円

### 4 支給額

対象児童1人当たり10万円（先行の5万円に今回の5万円を追加）

### 5 対象児童数

約23万2千人

### 6 支給手続

- ・児童手当受給世帯（中学3年生までの児童、新生児）は申請は不要。
- ・高校生等を養育する世帯等は申請が必要であるが、すでに、申請をしている方は再度の申請は不要。

### 7 支給予定時期

- ・申請が不要な方は、令和3年12月24日以降に児童手当支給口座に順次支給
- ・申請が必要な方は、令和4年1月以降、指定口座に順次支給予定

## 議案第 233 号

### 福岡市立発達障がい者支援センター条例案

#### 1 制定理由

発達障がいの早期発見、早期の発達支援等を行うとともに、発達障がい者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進することにより、発達障がい者及びその家族の福祉の向上に資するため、福岡市立発達障がい者支援センターを設置する必要があるによる。

#### 2 制定内容

本条例は、公の施設の設置条例として、施設の利用に関する事項、指定管理者による管理運営に関する事項等について定めるものである。

##### 【条例案の主な内容】

総則（第1条～第3条）

設置、事業、施設

施設の利用（第4条～第7条）

利用者、開館時間及び休館日、利用の制限、損害賠償等

指定管理者（第8条～第14条）

指定管理者による管理、指定管理者の指定、指定等の告示、指定の取消し等、  
管理の基準、指定管理者の原状回復義務等、指定管理者に関する読替え

雑則（第15条）

委任

#### 3 条例本文

7ページから9ページまで

#### 4 施行期日

令和4年4月1日

（発達障がい者支援センターの供用開始日については、規則で定める。）

## 福岡市立発達障がい者支援センター条例案

### (設置)

第1条 発達障がいの早期発見，早期の発達支援等を行うとともに，発達障がい者（発達障がい児を含む。以下同じ。）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進することにより，発達障がい者及びその家族の福祉の向上に資するため，福岡市立発達障がい者支援センター（以下「センター」という。）を福岡市中央区舞鶴一丁目に設置する。

### (事業)

第2条 センターは，前条の設置の目的を達成するため，次に掲げる事業を行う。

- (1) 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第14条第1項各号に掲げる業務に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する自立訓練に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか，センターの設置の目的の達成に必要なこと。

### (施設)

第3条 センターに相談室，療育室，訓練・作業室，多目的室その他の施設を置く。

### (利用者)

第4条 センターを利用することができる者は，次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する発達障がい者及びその家族並びに当該発達障がい者の関係者
- (2) 前号に掲げるもののほか，市長がセンターの設置の目的に照らして相当と認める者

### (開館時間及び休館日)

第5条 センターの開館時間及び休館日は，規則で定める。

### (利用の制限)

第6条 市長は，次の各号のいずれかに該当する者に対しては，センターの施設の利用を制限し，入館を拒み，又は退館を命じることができる。

- (1) センターの管理上の指示又は指導に従わない者
- (2) センターの管理上支障があると認められる者

### (損害賠償等)

第7条 センターを利用する者がその責めに帰すべき事由により，センターの施設，附属設備等を破損し，滅失し，又は汚損して本市に損害を与えたときは，これを原状に復し，又はその損害を賠償しなければならない。

### (指定管理者による管理)

第8条 市長は，センターの管理を地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。



2 指定管理者が行うセンターの管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 第6条に規定する利用の制限に関する業務
- (3) センターの施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第9条 市長は、センターの管理を指定管理者に行わせようとするときは、規則で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする者を公募するものとする。ただし、センターの管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合その他特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

- (1) 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) センターの効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- (3) センターの管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

(指定等の告示)

第10条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、速やかに規則で定める事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。

(指定の取消し等)

第11条 法第244条の2第11項に規定する指定管理者による管理を継続することが適当でないときと認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対し、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
- (2) 第9条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなったとき。
- (3) 次条に規定する管理の基準を遵守しないとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないときと認めるとき。

2 前条の規定は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合について準用する。

(管理の基準)

第12条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従って適正にセンターの管理を行わなければならない。

(指定管理者の原状回復義務等)

第13条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の

規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、管理をしなくなったセンターの施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

- 2 指定管理者がその責めに帰すべき事由により、センターの施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者に関する読替え)

第14条 第8条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第6条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(供用開始日)

- 2 この条例の施行にかかわらず、センターの供用は、規則で定める日から開始する。

## 発達障がい者支援・障がい者就労支援センター（仮称）実施設計の概要

### 1. 施設建築の基本方針

基本構想に基づき、施設整備に当たっては下記の3点に配慮するとともに、必要な諸室の確保を行う。

#### (1)すべての人が使いやすい施設

本センターは、障がいの有無に関わらず、すべての年代の人が使いやすいよう、ユニバーサルデザインに配慮した施設・設備とする。

#### (2)管理しやすく、環境にやさしい施設

日常の管理のしやすさ、ランニングコストの縮減に配慮して施設・設備を配置、設置する。

#### (3)連携・協力しやすい施設

センター内の各部門が情報を共有し、連携・協力して活動できるよう、事務スペースの一体化や、諸室の配置について配慮する。

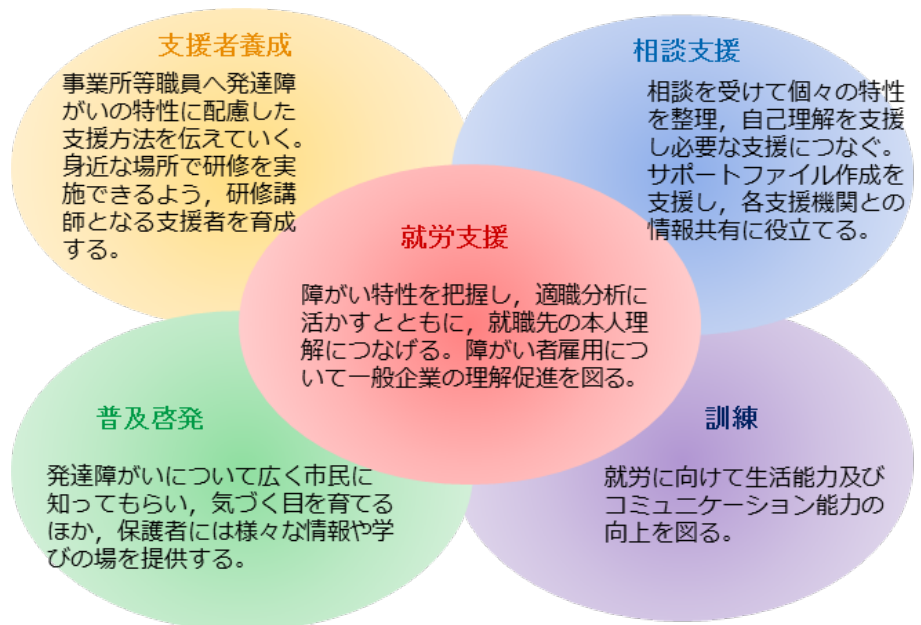
### 2. 基本構想において示された内容

#### 【方針】

#### 発達障がい児・者 支援等拠点施設を整備

発達障がい者支援センターと障がい者就労支援センターを集約し、個々の特性を踏まえた効果的な就労支援を行うほか、研修の充実や待機時間の低減など発達障がい児・者のニーズに応えられる体制を整備する。

#### 【機能】



### 3. 整備地について

近隣の精神保健福祉センターや心身障がい福祉センター、百道浜地区に立地する発達教育センター、こども総合相談センター等の関連施設とも連携しやすい立地である。



<整備地>

福岡市中央区舞鶴1丁目

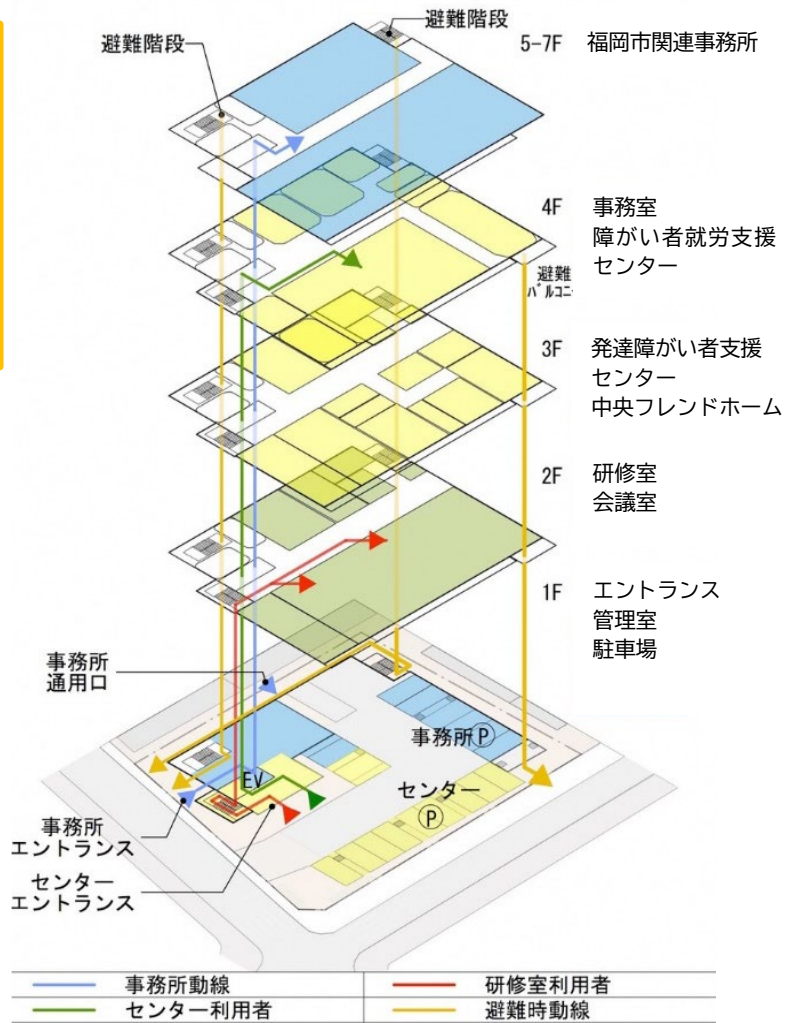


<建物概要>

構造 鉄筋コンクリート造7階建  
 敷地面積 1106.75㎡  
 建築面積 742.86㎡  
 延床面積 5043.44㎡



<ゾーニング図>



4. 施設機能

5F~7F	福岡市関連事務所
2F~4F	発達障がい者支援・障がい者就労支援センター(仮称)
	発達障がい者支援センター 相談支援/訓練/普及啓発/支援者養成
	障がい者就労支援センター 相談支援/企業への支援/民間就労支援機関への支援
1F	中央障がい者フレンドホーム 講座、レクリエーション等の実施/創作、交流の場提供/日常生活の相談
	エントランス・管理室・駐車駐輪場

5. 今後のスケジュール(案)

令和3年度は、建築工事に着手し、令和5年度の開設を目指して、早期整備を進めるとともに、運営法人の選定について検討を進めていく。